

# 平成31年度 沖縄県立名護特別支援学校幼稚部入学者選抜募集要項

## 1 方針

「平成31年度沖縄県立特別支援学校幼稚部入学者選抜実施要項」の方針に基づき、沖縄県立名護特別支援学校幼稚部入学者の選抜は、障害の種類や程度に応じ、次の方針に基づいて実施する。

- (1) 選抜は、本校学校長が所定の出願書類、発達検査（標準化されたもの）、行動観察及び面接の結果を基にして行う。
- (2) 選抜は、入学志願者（以下「志願者」という。）が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。

## 2 出願資格

- (1) 学校教育法施行令（昭和28年 政令第340号） 第22条の3の規定に該当する者。

※別紙①参照

- (2) 平成30年度の3月31日（平成31年3月31日）で満年齢が3歳、4歳又は5歳に達する者。

※3歳児(平成27年4月2日～平成28年4月1日)

4歳児(平成26年4月2日～平成27年4月1日)

5歳児(平成25年4月2日～平成26年4月1日)

- (3) 保護者の保育参加が可能な者。
- (4) 本校において、**9月末日までに**志願前教育相談を受けた者。
- (5) 次に掲げる通学区域に在住している者。

○沖縄県教育委員会規則第7号

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則により、定められた本校の通学区域  
第2条 名護特別支援学校の学区は、以下の第1のとおりとする。

第1

国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、  
宜野座村、金武町、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納中学校区域に限る。）

ただし、以下の第2に掲げる区域については、県全域とする。

第2

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（本部町立水納中学校区域に限る。）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域に限る。）、南城市（南城市立久高中学校区域に限る。）、久米島町、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、栗国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町

## 3 募集定員

募集定員は別に定める。

## 4 出願期間

- (1) 出願受付 平成30年11月15日（木）午前9時～午後5時  
11月16日（金）午前9時～午後4時（厳守）
- (2) 受付場所 沖縄県立名護特別支援学校 幼稚部

## 5 出願手続

志願者は、下記の(1)～(6)の出願書類を沖縄県立名護特別支援学校に提出すること。

- (1) 入学志願書（第1号様式）
- (2) 健康診断書（第2号様式）
- (3) 専門医の診断書（第3号様式）
- (4) 住民票謄本（マイナンバーの記載がなく、出願日前3ヶ月以内に発行されたものとする。）
- (5) 面接資料
- (6) 保健調査書

※平成30年9月13日（木）に開催される「入学志願者募集要項説明会」にて、上記の入学志願書様式等を配布します。

## 6 選抜の方法

選抜委員会は所定の出願書類、発達検査、行動観察及び面接の結果を基にして選抜を行う。

## 7 発達検査等の期日及び検査場

- (1) 期 日 平成30年11月29日（木）及び11月30日（金）のいずれか1日

※期日及び時間に関しては、願書受付から一週間程度で学校長より保護者宛に文書で通知します。日時の希望はできませんので、ご了承ください。

- (2) 検査場 沖縄県立名護特別支援学校 幼稚部教室

※保護者同伴で受検して下さい。

## 8 合格発表(入学予定者及び教育相談予定者の発表)・通知

- (1) 平成30年12月7日（金）午前9時に本校玄関にて行う。
- (2) 本校学校長より、保護者に合格発表（入学予定者及び教育相談予定者）の結果を通知する。

入学予定者：幼稚部に入学しての対応

教育相談予定者：定期もしくは不定期の教育相談対応

## 9 入学手続き

合格者(入学予定者)は平成31年1月25日(金)午後5時までに入的手続を完了すること。

## 別紙① 学校教育法施行令

第 22 条の3 法第 75 条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1. 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2. 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

### 備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。